

協議第 5 8 号

平成 1 6 年 5 月 1 3 日 確認

各種事務事業の取扱い(下水道事業その 1)について

各種事務事業の取扱い(下水道事業その 1)について別冊のとおり提出する。

平成 1 6 年 2 月 4 日 提出

平成 1 6 年 5 月 1 3 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議第58号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
下水道事業（その1）

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	下水道部会
関係項目	下水道事業	分科会	下水道管理分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
5 流域下水道維持管理負担金関係	【雲出川左岸】 三重県が主体となって組織する三重県下水道公社が維持管理している雲出川左岸浄化センターの維持管理経費を関係する市町(津市、久居市、香良洲町)が責任水量に基づき負担している。	【雲出川左岸】 同左	—	—	—	—
6 流域下水道建設負担金関係	【雲出川左岸・志登茂川】 流域下水道計画に基づき三重県が整備している浄化センター及び幹線管渠に係る経費の一部を関係する市町村において負担している。	【雲出川左岸】 同左	【志登茂川】 同左	—	—	【志登茂川】 津市に同じ
18 下水道事業計画(全体計画)	・計画に基づき、公共下水道整備を行っている。 単独公共下水道(中央処理区) 流域関連公共下水道(雲出川左岸処理区・志登茂川処理区)	同左 流域関連公共下水道(雲出川左岸処理区) 全体計画 1,014ha	同左 単独公共下水道(千里ヶ丘・浜田処理区) 流域関連公共下水道(志登茂川処理区)	同左 単独公共下水道(棕本処理区) ※雲林院処理区については整備完了	同左 特定環境保全公共下水道事業(高宮処理区) ※一部供用開始予定はH16.1.1 ・長谷山ハイツ処理区(12ha)団地内の処理施設は村に移管されており、施設の老朽化が著しく、管路施設及び処理施設の更新を行う必要がある。三重県の流総計画に単独公共下水道として位置付けされている。	同左 流域関連公共下水道(志登茂川処理区) ・町の計画により町南部に位置する妙法寺団地(ビュアタウン)については、アクションプログラムで特定環境保全公共下水道と位置付けている。公共下水道に切り替え予定である。

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調整の内容	5. 新たに調整する。(合併と同時) 6. 新たに調整する。(合併と同時) 18. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
【雲出川左岸】 津市に同じ	【松阪】 三重県が主体となって組織する三重県下水道公社が維持管理している松阪浄化センターの維持管理経費を関係する市町(松阪市、三雲町、嬉野町、一志町、白山町、多気町)が責任水量に基づき負担。	【松阪】 同左	—	新市に移行までに県当局と協議し、新たに調整する。
【雲出川左岸】 同左	【松阪】 同左	【松阪】 同左	—	新市に移行までに県当局と協議し、新たに調整する。
同左 流域関連公共下水道 (雲出川左岸処理区)	同左 流域関連特定環境保全公共下水道 (松阪処理区)	同左 同左	・竹原、八知、下之川処理区 特定環境保全公共下水道での 下水道整備計画がある。	新市において見直しを行い、合併後3年程度で計画の一元化を図る。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	下水道部会
関係項目	下水道事業	分科会	下水道管理分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
20 下水道事業受益者負担金の賦課	<p>○単位負担金額算定方式 単位負担金の算定について認可区域拡大毎に単位負担金の算定を行い、負担区毎に設定している。 単位負担金額算定の考え方 〔(末端管渠整備費+処理場建設費)×1/5〕/負担区面積 負担区現在数 22</p> <p>単位負担金額 362円/m²(1負担区) 384円/m²(21負担区)</p>	<p>○単位負担金額算定方式 単位負担金の算定について認可区域拡大毎に単位負担金の算定を行い、負担区毎に設定している。 単位負担金額算定の考え方 末端管渠整備費/負担区面積×1/5</p> <p>単位負担額 中央第1負担区 337円/m² 北部負担区 337円/m² 南部負担区 337円/m²</p>	<p>浜田公共下水道負担金 ○単位負担金額算定方式 〔末端管渠整備費(町単独事業費)〕÷計画戸数 =1,041,000円/戸</p> <p>・流域関連公共下水道負担金関係(志登茂川処理区)については、平成18年度供用開始に併せて条例を制定する予定。 現在地元説明会においてその旨を説明している。</p>	<p>処理区ごとに受益者分担金の額が異なる。</p> <p>・雲林院処理区 25万円/戸 ・椋本処理区 未定</p>	<p>事業は行っているが現在賦課事務は行っていない。今後徴収条例を策定し徴収していく予定である。</p>	<p>現在事業計画中であり、今後賦課徴収の予定である。</p>
	—	—	—	<p>○旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内における受益者分担金の全額を減免 (ただし、平成15年度で事業完了)</p>	—	—
21 下水道事業受益者負担金の徴収	<p>・納入期間 9月末・3月末 年2回 5年間 計10回分割 前納制度有</p> <p>・徴収体制 担当職員</p> <p>・滞納者への対応 担当職員 ※課全体職員及び部管理職による対応も必要に応じて実施</p> <p>・徴収猶予地の確認 建築確認申請・開発協議等により確認</p> <p>・収納消し込み 事務管理は民間業者へ委託 収納消し込み作業は担当職員</p>	<p>・納入期間 7月・9月・12月・3月(各月25日) 年4回 3年間 計12回分割 前納制度有</p> <p>・徴収体制 同左</p> <p>・滞納者への対応 担当職員</p> <p>・徴収猶予地の確認 毎年賦課決定までに現地確認</p> <p>・収納消し込み 負担金計算作業は民間業者へ委託。収納消し込み作業は担当職員。</p>	<p>・納入期間 負担金設定済区域において全て徴収済 (新規加入者) 3月末 年1回 3年間 計3回分割可能 ※ただし、1回目は申し込み時に徴収</p> <p>・徴収体制(新規加入者) 同左</p> <p>・滞納者への対応(新規加入者) 同左</p> <p>・収納消し込み(新規加入者) 担当職員</p>	<p>・納入期間 負担金設定済区域において全て徴収済 (新規加入者) 加入時に一括</p> <p>・徴収体制(新規加入者) 同左</p> <p>・滞納者への対応(新規加入者) 同左</p> <p>・収納消し込み(新規加入者) 同左</p>	<p>現在賦課事務をしていないため、徴収事務は今後条例を策定し徴収を行っていく予定。</p>	<p>現在事業計画中であり、今後賦課徴収の予定。</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	20. 久居市の例により調整する。(合併と同時) 21. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
負担金の賦課徴収なし。	受益者分担金は下水道計画区域の管渠整備事業費の約1割に相当する分としている。 受益者分担金の賦課については供用開始時に行っている。 一般家庭分担金 均等割額 207,000円 土地割額 136円/㎡ 事業所分担金 土地割額 455円/㎡	一般家庭 一律35万円 一般家庭以外 35万円+敷地面積の660㎡を超える部分に260円/㎡を乗じたもの 受益者分担金の考え方 [管渠整備費(全体)-国費-起債]×3割/戸数=約35万円	—	算定方式については、久居市の例により合併時に一元化する。 (1)算定対象事業費 末端管渠整備費(単独事業費) (2)負担率 1/5 (3)賦課方式 面積割 ただし、合併前に単位負担金額決定済区域で合併後賦課を行う場合は、従前の例によるものとする。 なお、旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内における受益者負担金(分担金)の減免については、合併時に廃止する方向で調整する。 その他賦課事務の取扱いについては、津市の例により合併時に一元化する。
—	○旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内における受益者分担金の全額を減免	—	—	
負担金の賦課徴収なし。	・納入期間 6月末・9月末・12月末・2月末 年4回 5年間 計20回分割 前納制度有 ・徴収体制 津市に同じ ・滞納者への対応 担当職員 ・収納消し込み 津市に同じ	・納入期間 6月末・9月末・12月末・3月末 年4回 3年間 計12回分割 前納制度有 ・徴収体制 同左 ・滞納者への対応 同左 ・収納消し込み 河芸町に同じ	—	津市の例により合併時に一元化する。

津地区合併協議会 参考資料

○中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)建設事業負担金

対象市町村 津市・久居市・香良洲町

単位:千円

区 分	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	
事業費計	9,000	20,400	38,000	42,000	60,000	72,500	828,000	1,506,000	1,716,000	2,921,600	3,632,000	4,164,000	691,000	173,000	193,500	947,000	
財源内訳	国費	6,000	—	18,000	28,000	36,000	33,000	445,000	791,500	901,550	1,471,980	1,957,600	2,096,300	375,500	56,500	69,000	543,000
	県負担金	1,500	10,200	10,000	7,000	12,000	19,750	191,500	357,250	407,225	724,810	837,200	1,033,850	157,750	58,250	62,250	202,000
	市町負担金	1,500	10,200	10,000	7,000	12,000	19,750	191,500	357,250	407,225	724,810	837,200	1,033,850	157,750	58,250	62,250	202,000

単位:千円

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	合 計
事業費計	1,662,060	2,400,600	1,053,000	4,454,500	3,233,140	874,000	398,000	31,089,300
財源内訳	国費	851,780	1,259,000	559,000	2,607,000	2,030,000	571,000	16,942,710
	県負担金	405,140	570,800	247,000	923,750	601,570	151,500	7,073,295
	市町負担金	405,140	570,800	247,000	923,750	601,570	151,500	7,073,295

※市町負担金は、津市・久居市・香良洲町の合計

○中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)建設事業負担金

対象市町村 津市・河芸町・安濃町

単位:千円

区 分	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	合 計
事業費計	13,000	140,000	1,577,000	1,929,000	2,769,000	2,446,040	2,438,000	2,395,200	13,707,240
財源内訳	国費	—	50,000	646,000	825,000	1,354,000	1,219,000	1,192,000	6,472,000
	県負担金	6,500	45,000	465,500	552,000	707,500	613,520	601,600	3,617,620
	市町負担金	6,500	45,000	465,500	552,000	707,500	613,520	601,600	3,617,620

※市町負担金は、津市・河芸町・安濃町の合計

○中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)建設事業負担金

対象市町村 一志町・白山町

単位:千円

区 分	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	合 計	
事業費計	28,500	76,000	1,114,000	386,000	3,414,000	3,669,600	8,539,800	7,574,200	4,855,236	5,107,680	4,166,000	3,645,000	2,581,640	3,334,000	2,651,300	51,142,956	
財源内訳	国費	14,250	38,000	27,000	153,000	1,467,000	1,393,800	3,866,900	3,342,100	1,773,000	2,277,000	1,914,000	1,704,500	1,246,000	1,641,500	1,422,000	22,280,050
	県負担金	3,563	19,000	278,500	96,500	853,500	917,400	2,134,950	1,893,550	1,213,809	1,276,920	1,041,500	911,250	645,410	833,500	614,650	12,734,002
	市町負担金	1,006	2,746	40,246	13,945	123,337	141,356	317,128	281,271	180,301	179,676	154,705	135,358	95,870	122,250	87,960	1,877,155

※市町負担金は、一志町・白山町分

○中勢流域下水道(雲出川左岸処理区・松阪処理区)維持管理負担金

単位:千円

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	備 考
津 市	380,805	438,637	499,265	560,724	294,181	
久 居 市	135,891	156,161	177,373	199,001	195,403	
香良洲町	24,276	27,972	31,853	35,700	38,211	
一 志 町	—	—	22,050	75,600	94,320	
白 山 町	—	—	—	—	—	平成19年度から予定
合 計	540,972	622,770	730,541	871,025	622,115	

※過去5年分

津地区合併協議会 参考資料

下水道事業計画（全体計画）の現況

区分	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
全体計画策定の基本方針	公共用水域の水質汚濁の防止、生活環境向上を図るために有効な下水道計画を策定									
全体計画名	○流域関連公共下水道 雲出川左岸処理区 (供用開始済) ○流域関連津市公共下水道 志登茂川処理区 (18年度供用開始予定) ○津市単独公共下水道 中央処理区 (供用開始済)	○流域関連久居市公共下水道 雲出川左岸処理区 (供用開始済)	○流域関連河芸町公共下水道 志登茂川処理区 (18年度供用開始予定) ○単独公共下水道 ← 浜田処理区 (供用開始済) ← 千里ヶ丘処理区 (供用開始済)	○特定環境保全公共下水道 雲林院処理区 (供用開始済) ○単独公共下水道 棕本処理区 (19年度一部供用開始予定)	○特定環境保全公共下水道 高宮処理区 (16. 1. 1一部供用開始予定) (コミュニティ・プラント) 長谷山ハイツ処理区 (未定)	○流域関連安濃町公共下水道 志登茂川処理区 (18年度供用開始予定) ○安濃町単独公共下水道 妙法寺団地処理区 (供用開始予定 未定)	○流域関連香良洲町公共下水道 雲出川左岸処理区 (供用開始済)	○流域関連一志町公共下水道 松阪処理区 (供用開始済) ○特定環境保全公共下水道(フレックス) 高野処理区 (供用開始済)	○流域関連白山町公共下水道 松阪処理区 (18年度供用開始予定) ○特定環境保全公共下水道(フレックス) 佐田処理区 (供用開始済)	○特定環境保全公共下水道 竹原処理区 (未定) 八知処理区 (未定) 下之川処理区 (未定)
目標年次	現時点の目標年次 各処理区とも平成17年 流総の目標年次 平成27年	現時点の目標年次 平成17年 流総の目標年次 平成27年	現時点の目標年次 志登茂川処理区 平成26年 流総の目標年次 平成27年	現時点の目標年次 雲林院処理区 平成17年 棕本処理区 平成27年 流総の目標年次 平成27年度	現時点の目標年次 平成17年度 流総の目標年次 平成27年度	計画目標年次 平成27年度 流総の目標年次 平成27年	現時点の目標年次 平成27年 流総の目標年次 平成27年	現時点の目標年次 平成17年 流総の目標年次 平成27年	現時点の目標年次 平成17年 流総の目標年次 平成27年	現時点の目標年次 平成17年 流総の目標年次 平成27年
全体計画(計画処理人口)	現計画 雲出川左岸 82,000人 志登茂川 74,000人 中央 22,700人 合計 178,700人 流総又は計画 85,000人 75,000人 18,000人 178,000人	現計画 雲出川左岸 42,500人 合計 42,500人 流総又は計画 40,170人 40,170人	現計画 志登茂川 20,400人 合計 20,400人 流総又は計画 17,200人 17,200人	現計画 雲林院処理区 2,100人 棕本処理区 4,800人 合計 6,900人 流総又は計画 2,100人 5,000人 7,100人	現計画 高宮処理区 1,200人 長谷山ハイツ 0人 合計 1,200人 流総又は計画 1,200人 531人 1,731人	現計画 志登茂川 7,700人 妙法寺団地 400人 合計 8,100人 流総又は計画 7,700人 400人 8,100人	現計画 5,200人 合計 5,200人 流総又は計画 5,200人 5,200人	現計画 松阪処理区 14,800人 合計 14,800人 流総又は計画 15,020人 15,020人	現計画 松阪処理区 17,200人 合計 17,200人 流総又は計画 12,600人 12,600人	現計画 竹原処理区 1,400人 八知 1,500人 下之川 1,100人 合計 4,000人 流総又は計画 700人 800人 500人 2,000人
全体計画(計画処理面積)	現計画 雲出川左岸 2,331ha 志登茂川 2,023ha 中央 330ha 合計 4,684ha 流総又は計画 2,448ha 2,075ha 330ha 4,853ha	現計画 雲出川左岸 1,014ha 合計 1,014ha 流総又は計画 1,186ha 1,186ha	現計画 志登茂川 803ha 合計 803ha 流総又は計画 813.2ha 813.2ha	現計画 雲林院処理区 75.4ha 棕本処理区 255ha 合計 330.4ha 流総又は計画 75.4ha 255ha 330.4ha	現計画 高宮処理区 33ha 長谷山ハイツ 0ha 合計 33ha 流総又は計画 33ha 12.3ha 45.3ha	現計画 志登茂川 275.5ha 妙法寺団地 5.5ha 合計 281.0ha 流総又は計画 275.5ha 5.5ha 281.0ha	現計画 雲出川左岸 254ha 合計 254ha 流総又は計画 254ha 254ha	現計画 松阪処理区 451ha 合計 451ha 流総又は計画 488.3ha 488.3ha	現計画 松阪処理区 690.2ha 合計 690.2ha 流総又は計画 693.9ha 693.9ha	現計画 竹原処理区 90.1ha 八知 83ha 下之川 65.6ha 合計 238.7ha 流総又は計画 90.1ha 83ha 65.6ha 238.7ha

※流総・・・中南勢水域流域別下水道整備総合計画

津地区合併協議会 参考資料

【下水道受益者負担金(分担金)の状況】

○賦課方式・算定方法

区 分	津市	久居市	河芸町		芸濃町		美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
			浜田	千里ヶ丘	雲林院	椋本						
賦課方式	面積割	面積割	戸数割	—	戸数割	(未設定)	(未設定)	(未設定)	—	均等割・面積割併用	戸数割	(未設定)
算定方法及び負担率	$\frac{\text{(末端管渠整備費 + 処理場費)} \times 1/5}{\text{負担区面積}}$	$\frac{\text{末端管渠整備費} \times 1/5}{\text{負担区面積}}$	$\frac{\text{末端管渠整備費 (町単独事業費)}}{\text{計画戸数}}$	末端管渠、事業者により整備済のため免除	$\frac{\text{総事業費} \times 5.9\%}{\text{計画戸数}}$				賦課徴収なし	管渠整備費 × 10% を均等割・面積割で調整	$\frac{\text{〔管渠整備費(全体) - 国費一起償]} \times 30\%}{\text{戸数}}$	
単位負担金額 (一般家庭)	384円/㎡	337円/㎡	1,041千円/戸	—	250千円/戸				—	均等割 207千円 面積割 136円/㎡	350千円/戸	

○面積別金額

区 分	津市	久居市	河芸町		芸濃町		美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
			浜田	千里ヶ丘	雲林院	椋本						
165㎡(約 50坪)の土地所有の場合の負担金額	63,360円	55,605円	1,041,000円	—	250,000円	(未設定)	(未設定)	(未設定)	—	229,440円	350,000円	(未設定)
330㎡(約100坪)の土地所有の場合の負担金額	126,720円	111,210円	1,041,000円	—	250,000円				—	251,880円	350,000円	
495㎡(約150坪)の土地所有の場合の負担金額	190,080円	166,815円	1,041,000円	—	250,000円				—	274,320円	350,000円	
660㎡(約200坪)の土地所有の場合の負担金額	253,440円	222,420円	1,041,000円	—	250,000円				—	296,760円	350,000円	
825㎡(約250坪)の土地所有の場合の負担金額	316,800円	278,025円	1,041,000円	—	250,000円				—	319,200円	350,000円	
990㎡(約300坪)の土地所有の場合の負担金額	380,160円	333,630円	1,041,000円	—	250,000円				—	341,640円	350,000円	